

品川区における住宅宿泊事業の 実施運営に関するガイドライン



品 川 区 保 健 所

平成 30 年 3 月 9 日

(令和 6 年 7 月 25 日最終改訂)

目次

第1	制定の趣旨	p3
第2	用語	p3
第3	住宅宿泊事業の実施の制限	p5
第4	住宅宿泊事業実施前の事前準備	p5
1	事前相談	p5
2	周辺住民等への事前周知	p5
3	事業を営もうとする住宅の安全措置確保	p6
4	事業を営もうとする住宅がある建物が、分譲マンションである場合に おける事業の実施	p7
5	管理業務の委託	p7
6	関係機関等との相談・調整	p8
7	その他	p9
第5	各種届出	p9
1	住宅宿泊事業の届出の受理および内容確認	p9
2	変更・継承・廃業等届出	p12
第6	事業者の業務に関する指導	p13
1	宿泊者の衛生の確保	p13
2	宿泊者の安全の確保	p14
3	外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保	p15
4	宿泊者名簿の備付け等	p15
5	周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明	p16
6	苦情等への対応	p17
7	住宅宿泊管理業務の委託	p17
8	宿泊サービス提供契約の締結の代理等の委託	p18

9	標識の掲示	p18
10	区長への定期報告	p18
11	変更、廃業等の届出	p19
12	感染症発生時の措置	p19
第7	監督	p19
1	報告徴収および立入検査	p19
2	業務改善命令	p20
3	業務停止命令等	p20
第8	警察機関、消防関係機関、その他関係機関との連携	p21
1	警察機関	p21
2	消防関係機関	p21
3	廃棄物処理所管部署	p22
4	騒音規制所管部署	p22
第9	その他	p22
	関係機関一覧	p23

添付書類

- ・様式1 事前周知内容記録書
- ・様式2 チェックリスト
- ・様式3-1 管理組合に確認した証明書（分譲マンションの場合）
- ・様式3-2 誓約書（分譲マンションの場合）
- ・様式4 事前相談記録書
- ・様式5 誓約書（欠格事由・法人用）
- ・様式6 誓約書（欠格事由・個人用）
- ・別添 標識

品川区における住宅宿泊事業の実施運営に関するガイドライン

第1 制定の趣旨

住宅宿泊事業法に基づく、住宅宿泊事業に係る届出手続きおよび事業者等の業務に関するガイドラインを定め、もって品川区（以下、「区」という。）の住宅宿泊事業の振興および適正な実施運営の確保を図ることを目的とする。

第2 用語

このガイドラインで使用する用語は次のとおりである。

- 1 「法」とは、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）をいう。
- 2 「条例」とは、品川区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例（平成30年品川区条例第1号）をいう。
- 3 「民泊制度運営システム」とは、観光庁が開設する、インターネットを介して住宅宿泊事業法にかかる届出、報告等を行うことができる電子システムをいう。
- 4 「住宅」とは、以下のいずれにも該当する家屋をいう。

（1）家屋内に台所、浴室、便所および洗面設備が設けられていること

- ・ 「台所」、「浴室」、「便所」、「洗面設備」は必ずしも1棟の建物内に設けられている必要はない。同一の敷地内の建物について一体的に使用する権限があり、各建物に設けられた設備がそれぞれ使用可能な状態である場合には、これら複数棟の建物を一の「住宅」として届け出することは差し支えない。例えば、浴室のない「離れ」について、浴室のある同一敷地内の「母屋」と併せて一つの「住宅」として届け出の場合が該当する。
- ・ これらの設備は、届出住宅に設けられている必要があり、届出の対象に含まれていない近隣の公衆浴場等を浴室等として代替することはできないこととする。
- ・ これらの設備は必ずしも独立しているものである必要はなく、例えば、いわゆる3点ユニットバスのように、一つの設備が複数の機能（浴室、便所、洗面設備）を有している場合であっても、それぞれの設備があるとみなすこととする。
- ・ これらの設備は、一般的に求められる機能を有していれば足りる。例えば浴室については、浴槽がない場合においてもシャワーがあれば足り、便所については和式・洋式等の別は問わない。

（2）人の居住の用に供されていると認められる家屋として、以下のいずれかに該当するものであって、事業（人を宿泊させるものまたは人を入居させるものを除く。）の用に供されていないこと

① 現に人の生活の本拠として使用されている家屋

- ・ 現に特定の者の生活が継続して営まれている家屋であり、短期的に当

該家屋を使用する場合は該当しない。

- ・ 当該家屋の所在地を住民票上の住所としている者が届出をする場合には、当該家屋に該当しているものとする。

② 入居者の募集が行われている家屋

- ・ 住宅宿泊事業を行っている間、分譲（売却）または賃貸の形態で、人の居住の用に供するための入居者の募集が行われている家屋
- ・ 広告において故意に不利な取引条件を事実と反して記載している等入居者の募集の意図がないことが明らかである場合は該当しない。

③ 随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋

- ・ 純然たる生活の本拠としては使用していないものの、これに準ずるものとして、その所有者等が随時居住している家屋
- ・ 当該家屋は、既存の家屋において、その使用の権限を有しており、少なくとも年1回以上は使用しているものの、生活の本拠としては使用していない家屋である。

なお、居住といえる使用履歴が一切ない民泊専用の新築投資用マンションは、これに該当しない。

- ・ 随時居住の用に供されている家屋の具体例

- a 別荘等季節に応じて年数回程度利用している家屋
- b 休日のみ生活しているセカンドハウス
- c 転勤により一時的に生活の本拠を移しているものの、将来的に再度居住の用に供するために所有している家屋
- d 相続により所有しているが、現在は常時居住しておらず、将来的に居住の用に供することを予定している家屋
- e 生活の本拠ではないが、別宅として使用している古民家

5 「届出住宅」とは、事業の届出を行った住宅をいう。

6 「届出書」とは、法第3条第2項の国土交通省令・厚生労働省令に定める届出書をいう。

7 「家主不在型」とは、届出住宅に人を宿泊させる間、日常生活を営む上で通常行われる行為に要する時間の範囲を超えて、「不在」となる住宅をいう。

- ・ 「日常生活を営む上で通常行われる行為」は、生活必需品の購入等であり、業務等により継続的に長時間不在とするものは当該行為に該当しない。
- ・ 「日常生活を営む上で通常行われる行為に要する時間」は、原則1時間とする。ただし、生活必需品を購入するための最寄り店舗の位置や交通手段の状況等により当該行為が長時間にわたることが想定される場合には、2時間程度までの範囲とする。
- ・ 家主不在型の住宅宿泊事業における住宅宿泊管理業者へ委託については、第4 5（1）参照

8 「居室」とは、宿泊者が占有する室をいう。

ただし、宿泊者の占有ではない台所、浴室、便所、洗面所、廊下のほか、押入れ

や床の間を除く。

9 「宿泊室」とは、届出住宅のうち宿泊者の就寝するために使用する室をいう。

10 「宿泊者の使用に供する部分（宿泊室を除く。）」とは、宿泊者の占有か住宅宿泊事業者との共有かを問わず、宿泊者が使用する部分（台所、浴室、便所、洗面所のほか、押入れや床の間、廊下を含む。）をいう。

11 「事業」とは、法に基づく届出を行い営む、住宅宿泊事業をいう。

12 「人を宿泊させる日数」とは、事業を営む届出住宅における、毎年4月1日正午から翌年4月1日正午までの期間において人を宿泊させた日数をいう。また、正午から翌日の正午までの期間ごとに1日を積算し、これに満たない場合であっても1日として計上する。複数の宿泊グループが同一日に宿泊していたとしても、同一の届出住宅における宿泊であれば、複数日と算定することとはせず、1日と算定する。

13 「分譲マンション」とは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第1項に規定するマンションをいう。

第3 住宅宿泊事業の実施の制限

1 法第18条の規定により住宅宿泊事業の実施を制限する区域（以下「制限区域」という。）は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の近隣商業地域および商業地域（これらの地域が東京都文教地区建築条例（昭和25年東京都条例第88号）第2条の第一種文教地区または第二種文教地区に該当する場合を除く。）を除く区内の全域とする。

2 法第18条の規定により制限区域において住宅宿泊事業の実施を制限する期間は、月曜日の正午から土曜日の正午までとする。

3 届出住宅を構成する建築物の敷地が制限区域の内外にわたる場合において、当該敷地の過半が制限区域に属するときは、当該敷地は制限区域内にあるものとみなして、前項の規定を適用する。

第4 住宅宿泊事業実施前の事前準備

適正な事業実施を計画するに当たって、事業を営もうとする者は、以下の事項に留意すること。

1 事前相談

届出に先立って、事業の概要、届出に必要な書類および以下2から6の事項について、区の届出窓口において、必要に応じ事前相談を受けることを推奨する。

2 周辺住民等への事前周知

届出に先立って、事業を営もうとする住宅の周辺住民等に対して、書面等により事前周知を行うこと。

（1）周辺住民等の範囲

① 事業を営もうとする住宅の敷地に隣接もしくは近接（事業を営もうとする住宅の敷地からの距離が10メートル程度の範囲）する土地に存する家屋を

所有または居住する住民

- ② 事業を営もうとする住宅が共同住宅である1棟の建物に存する場合は、事業を営もうとする住宅と同一の階および上下の階の同一位置に存する居室に居住する住民

これに加え、事業を営もうとする住宅が分譲マンションに存する場合は、当該マンションの管理組合または管理者

- ③ その他周辺住民等に該当しない地域の町会・自治会から要望があった場合に町会・自治会長に説明を行う等、法の趣旨を踏まえ、事業を行おうとする者が必要と認める者

(2) 事前周知に際して留意すべき事項

① 周知方法

周辺住民等に対し、ポスティングによる説明資料の個別配付等を行い、事業に関する周知を事前に行うこと。

周知に当たっては、周辺住民等との相互の信頼関係が重要であるため、誠意をもって対応するとともに、周辺住民等に対して、意見申出方法および問合せ先に関する案内を行うこと。

なお、事業開始後に周辺住民等に該当となった者、説明を求める者等に対しても、必要に応じて、個別訪問、資料配付等の方法により周知に努めること。

② 周知内容

事業に関する以下の項目を周知すること。

ア. 施設名称

イ. 所在地

ウ. 事業者名および緊急時連絡先（家主不在型の場合は委託管理業者についても同様）

エ. 周辺住民からの問い合わせの方法等

(3) 事前周知内容の記録の作成

上記により行った事前周知について、日時、周知先（名称または部屋名）、周辺住民等から申し出のあった意見および対応状況等の記録（様式1）を作成すること。

3 事業を営もうとする住宅の安全確保措置

(1) 安全確保の措置（条例第4条関係）

届出住宅の安全の確保について、事業開始までに必要な措置を講じること。

また、住宅の宿泊者に対し、火災等緊急事態が発生した場合において避難および救急医療等に係る情報提供を行うことができる体制を確保すること。

(2) 安全確保の措置状況確認

法第6条に定める届出住宅の安全確保措置に関する国土交通大臣告示との適合状況については、チェックリスト（様式2）により確認すること。

なお、建築に関する専門的な知識を有する者でなければ確認が困難となる部

分が多くあることから、チェックリストは、原則として建築士が確認のうえ、作成することが求められる。建築士による作成の確認のため、建築士の署名・押印をもらうこと。建築士については、p23 関係機関一覧を参照（チェックリスト作成時）。

4 事業を営もうとする住宅がある建物が、分譲マンションである場合における事業の実施

(1) 専有部分の用途に関する管理規約の確認

当該建物の管理規約に事業を営むことを禁止する旨の定め*がない旨を確認すること。

※ 「事業を営むことを禁止する旨の定め」については、住宅宿泊事業を禁止する場合のほか、「宿泊料を受けて人を宿泊させる事業」のように、住宅宿泊事業を包含する事業を禁止する場合も含む。また、一定の態様の住宅宿泊事業のみ可能とする規約の場合は、それ以外の態様は禁止されていると解すること。

(2) 管理規約に事業を営むことについての定めがない場合の対応

届出時点で管理組合に届出住宅において住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がないこと*を確認すること。

法の公布日（平成29年6月16日）以降の総会および理事会の議事録その他の管理組合に届出住宅において住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がないことを確認したことを証明する書類を提出すること。この書面には管理組合に報告した内容（日時、氏名、報告事項、確認事項）を記載すること。管理組合による確認を受けた証明として、報告事項に相違ない旨、日付、証明者の役職、氏名の記載および押印を受けてから提出すること（様式3-1）。

上記により難しい場合は、管理組合に事前に事業の実施を報告し、誓約書（様式3-2）作成により証明すること。

※ この場合における「管理組合に届出住宅において住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がないこと」とは、管理組合の総会や理事会における住宅宿泊事業を営むことを禁止する方針の決議がないことである。

5 管理業務の委託

(1) 管理業務の委託

家主不在型で事業を実施する場合または届出住宅の居室の数が5を超える場合は、住宅宿泊管理業者に管理業務を委託すること。

ただし、以下の全てに該当する場合は、住宅宿泊管理業務を住宅宿泊事業者が自ら行うことができる。

① 事業者が自己の生活の本拠として使用する住宅と届出住宅が、同一の建築物内もしくは敷地内にあるときまたは隣接しているとき

ただし、届出住宅から発生する騒音その他の生活環境の悪化を認識することができないことが明らかであるときを除く。

② 届出住宅の居室であって、住宅宿泊管理業務を住宅宿泊事業者が自ら行う

数が5以下であるとき

(2) 住宅宿泊管理業者との契約の締結

- ① 住宅宿泊管理業務の全部を契約により委託すること。
- ② 委託しようとする住宅宿泊管理業者に対し、あらかじめ、届出書および添付書の内容を通知すること。
- ③ 事業委託にあたっては、住宅宿泊管理業者が法第22条の登録を受けた業者であることを確認するとともに、管理受託契約において対象範囲を明確に定めることや責任の所在等を協議した上で契約を締結すること。
- ④ 住宅宿泊管理業務を住宅宿泊管理業者に委託する場合は、一の住宅宿泊管理業者に委託しなくてはならず、複数の者に分割して委託することや住宅宿泊管理業務の一部を事業者が自ら行うことは認めない。

ただし、住宅宿泊管理業務の委託を受けた住宅宿泊管理業者が、他の者に住宅宿泊管理業務の一部に限り再委託することは差し支えない。

- ⑤ 委託を行おうとする住宅宿泊管理業者が、届出住宅へすみやかに駆けつけることが可能な体制を有しているか、確認した上で委託すること。

特に、苦情があつてから現地に赴くまでの時間は、30分以内を目安とする。ただし、交通手段の状況等により現地に赴くまでに時間を要することが想定される場合は、60分以内を目安とする。

6 関係機関等との相談・調整

(1) 建築基準法関係法令所管部署

用途地域および法第6条に基づき講じなければならない安全確保措置状況について、詳細な内容等の確認が必要な場合には、建築課審査担当に相談すること。

(2) 消防関係機関

消防用設備等や防火管理体制等に関する消防法令の適用を受ける場合や、東京都の火災予防条例に基づき防火対象物使用開始届出書の提出が必要となる場合があるため、届出の前に建物の所在地を管轄する消防機関に相談すること。

また、上記により行った相談について、日時、相談先、相談内容等の記録を作成すること（様式4）。

(3) 保健所

飲食を提供しようとする場合は、あらかじめ生活衛生課食品衛生担当に相談すること。

(4) 廃棄物処理所管部署

事業の実施に伴い排出される廃棄物に関して、法令はもとより区の条例を遵守し、清掃事務所の指導に従うこと。

(5) 税務所管部署

住宅宿泊事業に係る国税（所得税、法人税等）の質問がある場合については、税務署、都税（事業税等）の質問については都税事務所、区市町村税（個人住民税等）の質問については区の税務所管部署に問い合わせること。

7 その他

住宅宿泊事業を営む旨の届出を行うにあたっては、事業を取り巻くリスクを勘案し、できるだけ、適切な保険（火災保険、第三者に対する賠償責任保険等）に加入すること。

第5 各種届出

事業者は、各種届出にあたり、以下の事項に留意すること。

1 住宅宿泊事業の届出の受理および内容確認

(1) 届出者の本人確認

以下のいずれかの方法により届出を行う者の確認を行う。

- ① 区が、届出書に基づき住基ネットを活用し、届出者の実在を確認する。
ただし、実在が確認できない場合においては、届出者が、届出窓口で住民票（3カ月以内に発行されたもの）または公共機関が発行した本人確認書類（氏名、住所、生年月日、本人の写真が印刷されたもの）の写しを提出すること。
- ② 事業を営もうとする者からの委託を受けて届出を行う者にあつては、事業を営もうとする者からの委任状および委託を受けたものの本人確認書類の提示

(2) 届出方法

以下のいずれかにより、原則事業を開始しようとする日の10営業日前までに届出すること。

ただし、発生する郵送費等の経費は届出者が負担するものとする。

- ① 民泊制度運営システムを介した、電子媒体での届出
(利用にあたっては、電子署名機能のついたマイナンバーカードおよびカードリーダーが必要)
- ② 窓口での、本人による紙媒体での届出
手書きまたは民泊制度運営システムに入力の上保存した内容を印刷し、押印した紙媒体での届出

なお、以下の場合には郵送による紙媒体での届出を可能とする。

- ※ 島しょ地区に在住や国外に一時的に滞在、疾病その他の理由により、上記①、②による届出ができない者のうち、事前相談を行う等により、その後の届出手続きを円滑に行うことができる場合

(3) 届出者が法人である場合の、届出時に提出する書類（届出関係書類）

届出書類については、控えを作成の上、自身で保管すること。

届出書の添付書類は、日本語または英語で記載されたものに限る。英語の場合は、日本語による翻訳文を添付すること。特別の事情で届出書に添付する書類が日本語または英語で提出できない場合は、その他の言語で記載された書類に、日本語による翻訳文を添付すること。

- ① 届出書（法施行規則第 1 号様式）
- ② 定款又は寄付行為
- ③ 法人の登記事項証明書（3 カ月以内に発行されたもの）
- ④ 役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の区市町村の長の証明書（3 カ月以内に発行されたもの）
- ⑤ 住宅の登記事項証明書（3 カ月以内に発行されたもの）
- ⑥ 住宅が入居者の募集が行われている家屋に該当する場合
入居者の募集の広告および入居者の募集が行われていることを証する書類
（例 広告紙面の写し、賃貸不動産情報サイトの掲載情報の写し、募集広告の写し、募集の写真等）
- ⑦ 住宅が随時その所有者、賃借人（賃借人の親族が賃貸人である場合を含む。）または転借人（転借人の親族が転貸人である場合を含む。）の居住の用に供されている家屋に該当する場合
随時その所有者、賃借人または転借人の居住の用に供されていることを証する書類
（例 届出住宅と自宅の間の公共交通機関の往復の領収書の写し、高速道路の領収書の写し等）
- ⑧ 次に掲げる事項を明示した住宅の図面
 - ア. 台所、浴室、便所及び洗面設備の位置
 - イ. 住宅の間取り及び出入口
 - ウ. 各階の別
 - エ. 居室、宿泊室及び宿泊者の使用に供する部分（宿泊室を除く。）のそれぞれの床面積
 - オ. 安全確保の措置状況
- ⑨ 届出者が賃借人または転借人である場合
賃貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした賃借物または転借物の転貸を承諾したことを証する書面
- ⑩ 住宅がある建物が 2 以上の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する専有部分のあるもの（分譲マンション）である場合
専有部分の用途に関する規約の写し。証明者（理事長等の管理組合の役員）による原本証明として、原本と相違ない旨、日付、証明者の役職、氏名の記載および押印を受けてから提出すること。
なお、規約に住宅宿泊事業を営むことについての定めがない場合は、法公布（平成 29 年 6 月 16 日）以降の総会および理事会の議事録その他の管理組合に届出住宅において、住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がないことを確認したことを証明する書類（様式 3－1）。
この書面には、管理組合に報告した内容（日時、氏名、報告事項、確認事項）を記載すること。管理組合による確認を受けた証明として、報告事項に相違ない旨、日付、証明者の役職、氏名の記載および押印を受けてから提出

すること。

上記により難しい場合は、「管理組合に事前に住宅宿泊事業の実施を報告し、届出時点で住宅宿泊事業を禁止する方針が総会・理事会等で決議されていない旨」を確認した誓約書（様式３－２）

⑪ 住宅宿泊管理業者に委託する場合

管理受託契約の締結時に交付された書面の写し

⑫ 欠格事由に該当しないことを誓約する書面（様式５）

⑬ 周辺住民等への事前周知を行った旨を証する書類（様式１。第４の２参照）

⑭ 事前相談記録書等、消防機関に消防法令の適合状況について相談等を行った旨を証する書類（様式４。第４の６（２）参照）

⑮ 届出住宅の安全確保措置に関する国土交通大臣告示との適合状況チェックリスト（様式２。第４の３（２）参照）

（４）届出者が個人である場合の、届出時に提出する書類（届出関係書類）

届出書類については、控えを作成の上、自身で保管すること。

届出書の添付書類は、日本語または英語で記載されたものに限る。英語の場合は、日本語による翻訳文を添付すること。特別の事情で届出書に添付する書類が日本語または英語で提出できない場合は、その他の言語で記載された書類に、日本語による翻訳文を添付すること。

① 届出書（法施行規則第１号様式）

② 届出者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の区市町村の長の証明書（３カ月以内に発行されたもの）

③ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が法人である場合においては、その法定代理人の登記事項証明書（３カ月以内に発行されたもの）

④ 欠格事由に該当しないことを誓約する書面（様式６）

⑤ 上記（３）の⑤～⑪および⑬～⑮に同じ

（５）届出関係書類の補正

届出書類について、補正および追加書類の提出の求めがあつた場合は、速やかに差替え、追加等を行うこと。なお、補正書類の届出方法は、上記（２）に準ずる。

（６）人を宿泊させる日数の確認

事業を営もうとする者は、届出に先立って、当該事業年度における当該住宅の宿泊実績について、区の届出窓口を確認※を行うこと。

※ 人を宿泊させる日数は、届出住宅ごとに算定する。１年（４月から翌年３月まで）の間に、同一住宅において事業者が変更した場合も、日数の計上は継続となるため留意すること。

（７）事業番号および標識の通知受理等

事業者は、区の届出窓口において、届出番号および同番号が付された標識を受理すること（別添 交付標識参照）。

(これにより難い場合は、返信用封筒をあらかじめ区の届出窓口に提出しておくこと。)

(8) 届出番号等の周辺住民等への周知

事業者は、事前周知を行った周辺住民等に対し、届出番号および届出年月日について周知すること。

(9) 届出がなされた住宅宿泊事業に係る情報の取扱い

区は以下のとおり取り扱うこととする。

- ① 事業の適正な運営を確保するため、必要に応じて、区の各関係部署、警察機関、消防機関および東京都等と情報を共有すること。
- ② 区に対して事業に関する情報開示請求等があった場合に、区が請求者に対し、当該情報について提供すること。
- ③ 事業に関する情報（届出番号、届出年月日、届出住宅の所在地、住宅宿泊事業者の連絡先、住宅宿泊管理業務の委託がされた届出住宅の場合「住宅宿泊事業者の連絡先」は「住宅宿泊管理業務の委託の相手方である住宅宿泊管理業者の商号、名称または氏名、登録番号および連絡先」）をホームページ等に公開すること（法人にあっては様式5、個人にあっては様式6）。

2 変更・承継・廃業等届出

(1) 新規の届出が必要な場合（上記1のとおり）

以下の場合、あらかじめ、新たに事業を営む旨の届出を行うこと。

- ① 事業者の変更（個人法人間の変更、法人の変更、相続等）
人を宿泊させる日数が継続されることに留意すること。
- ② 届出住宅の所在地の変更

(2) 事前の変更届（法施行規則第2号様式）

住宅宿泊管理業務の委託について、変更しようとするときは、あらかじめ、届け出ること。

(3) 事後の変更届（法施行規則第2号様式）

以下の届出事項に変更があったときは、その日から30日以内に届け出ること。

- ① 商号、名称、氏名、住所または連絡先
- ② 法人である場合における、その役員の氏名
- ③ 未成年である場合における、その法定代理人の氏名および住所
- ④ 営業所または事務所を設ける場合においては、その名称および所在地
- ⑤ 届出者が住宅宿泊管理者である場合の、住宅宿泊管理業の登録番号等
- ⑥ 届出住宅の家屋の別、住宅の規模
- ⑦ 営業所または事務所の名称、所在地および電話番号
- ⑧ 家主同居（届出住宅に事業者が居住しており、不在とならない場合）・不在型の区分、賃借、転借、その他の届出事項

(4) 廃業等の届出（法施行規則第3号様式）

事業を廃止した場合は、30日以内に届け出ること。

第6 事業者の業務に関する指導

事業者は、業務に関し、以下の事項に留意すること。

1 宿泊者の衛生の確保（法第5条関係）

（1）宿泊者

- ① 居室の床面積は宿泊者一人あたり3.3㎡以上を確保すること。
宿泊者が占有する部分の面積（宿泊者の占有ではない台所、浴室、便所、洗面所、廊下のほか、押入れ、床の間は含まない。）を内寸で算定すること。
- ② 宿泊以外の用途で利用させないこと。
- ③ 宿泊者名簿に記載した者以外の者に、宿泊をさせないこと。

（2）定期的な清掃

- ① 客室、玄関、浴室、脱衣室、洗面所、便所、廊下、階段等は、常に清潔にしておくこと。
- ② 宿泊客の変更の都度、清掃すること。

（3）定期的な換気

- ① 換気のために設けられた開口部は、常に開放しておくこと。
- ② 機械換気設備を有する場合は、十分な運転を行うこと。
- ③ 窓には、網戸等害虫の侵入を防ぐ措置を講じること。

（4）寝具、貸与品

- ① 布団および枕には、清潔なシーツ、布団カバー、枕カバー等を用いること。
- ② 寝具のシーツ、カバー等直接人に接触するものについては、宿泊者が入れ替わるごとに洗濯したものと取り替えること。
- ③ 布団および枕は、適当な方法により、湿気を取り除くこと。
- ④ 客室、脱衣室等に、くし、コップ等を備え付ける場合には、清潔なものとする。

（5）洗面所、便所、浴室

- ① 洗面所には、水道水等、人の飲用に適する湯水を十分に供給すること。
- ② 便所に備え付ける手ぬぐい等は、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。
- ③ 循環式浴槽や加湿器を備え付けている場合は、宿泊者が入れ替わるごとに浴槽の湯は抜き、加湿器の水は交換し、汚れやぬめりが生じないよう定期的に洗浄等を行うなど、取扱説明書に従って維持管理すること。

（6）鍵の受渡し等

事業者または管理者から宿泊者に対する鍵の受渡し、解錠方法の説明は、以下のいずれかにより行い、これに起因した周辺地域の生活環境への悪影響および苦情等の発生を防ぐための措置を講じること。

- ① 対面による直接の受渡し。
- ② 電子通信機器を介した受渡し。
- ③ 事業者または管理者による施錠および解錠。

（7）廃棄物の処理（条例第6条関係）

住宅宿泊事業の実施に伴って生じた廃棄物について、区の条例その他関係法令に基づき、自らの責任において適正に処理すること。

(8) その他

- ① 善良の風俗が害されるような文書、図面その他の物件を営業の施設に掲示し、または備え付けないこと。
- ② 善良の風俗が害されるような広告物を掲示しないこと。
- ③ 食品営業許可等を取得した場合を除き、宿泊者に対し、届出住宅において飲食の提供を行わないこと。

2 宿泊者の安全の確保（法第6条関係）

(1) 下表に従い、非常用照明器具の設置、防火の区画等の安全措置を講じること。

（詳細は、様式2チェックリストを参照）

(表) 届出住宅の建て方と規模等に応じた安全措置の適用可否

安全措置の内容 (国土交通省告示 第1109号の条 項)	届出住宅の建て方と規模等			
	一戸建ての住宅、長屋		共同住宅、寄宿舍	
	家主同居 ^{※1} で宿 泊室の床面積が 50㎡以下	左記以外	家主同居 ^{※1} で宿 泊室の床面積が 50㎡以下	左記以外
非常用照明器具 (第1)	×	宿泊室、宿泊 室からの避難 経路(宿泊室 から地上に通 ずる部分)は 原則必要 ^{※2}	×	宿泊室、宿泊 室からの避難 経路(宿泊室 から地上に通 ずる部分)は 原則必要 ^{※2}
防火の区画等 (第2第1号)	×	○ ^{※3} 複数のグルー プが複数の宿 泊室に宿泊す る場合のみ	×	○ ^{※3} 複数のグルー プが複数の宿 泊室に宿泊す る場合のみ
その他の安全措置	○ 宿泊者の使用に供する部分等の 床面積や階数が一定以下である 届出住宅の場合は不要		×	

○：原則措置が必要

×：特段の措置不要

※1 表中の、「家主同居」とは、届出住宅に事業者が居住しており、不在とならない場合を指す。

※2 次のいずれかに該当する場合は不要

- ・外気に開放された通路
- ・宿泊室、避難経路以外の室
- ・以下の a)～c)のいずれかに該当する居室

a) 下記すべてを満たす居室

- ・避難階または避難階の直上、直下階の居室であること
- ・採光に有効な開口部の面積の合計が居室の床面積の 1/20 以上であること
- ・避難階では、居室の各部分から屋外の出口に至る歩行距離が 30m 以下、避難階の直上、直下階では居室の各部分から屋外への出口等に至る歩行距離が 20m 以下であること

b) 床面積が 30 m²以下の居室で、地上への出口を有するもの

c) 床面積が 30 m²以下の居室で、地上まで通ずる部分が以下のいずれかに該当するもの

- ・非常用の照明装置が設けられたもの
- ・採光上有効に直接外気に開放されたもの

※3 消防法令に基づき自動火災報知設備等が設置されているなど、告示第2第1号本文但書に該当する場合を除く。

(2) 届出住宅に避難経路を表示すること

届出住宅に、避難経路を表示（消防法施行令別表第1（5）項イに該当する場合、東京都の火災予防条例に基づく掲出が必要であり、同条例に規定する事項を満たす場合は避難経路図と兼用可）するとともに、宿泊者に対して避難場所等に関する情報提供を行うこと。

3 外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保（法第7条関係）

外国人観光旅客である宿泊者に対し、対応する外国語を用いて、以下のとおり措置を講じること。

(1) 実施方法

必要な事項が記載された書面を居室に備えつけることによるほか、タブレット端末への表示等により、宿泊者がチェックイン以降に必要なに応じて閲覧できる方法によること。特に、災害時等の通報連絡先においては、緊急時にすみやかに確認することが可能なものを備え付けておくこと。

(2) 措置内容

- ① 届出住宅の設備の使用方法に関する案内
- ② 最寄りの駅等の利便施設への経路と利用可能な交通機関に関する情報
- ③ 周辺地域の生活環境への悪影響に関し必要な事項の説明（下記5参照）
- ④ 火災、地震その他の災害が発生した場合における通報連絡先に関する案内
災害時の避難場所、消防機関（119番通報）、警察署（110番通報）、医療機関、住宅宿泊管理業者への連絡方法を説明すること。

4 宿泊者名簿の備付け等（法第8条関係）

(1) 宿泊者名簿は、作成の日から3年間保存すること。

(2) 宿泊者名簿は、届出住宅または事業者の業務拠点となる営業所または事務所に備え付けること。

(3) 個人情報等の取扱いを踏まえ、事業用途以外に利用しないことや、保存期間終

了後の名簿の廃棄方法等に十分留意すること。

(4) 宿泊者の本人確認

本人確認は、対面または対面と同等の手段として以下のいずれも満たす I C T を活用した方法等により行うこと。

- ① 宿泊者の顔および旅券が画像により鮮明に確認できること。
- ② 当該画像が住宅宿泊事業者や住宅宿泊管理業者の営業所等、届出住宅内または届出住宅の近傍から発信されていることが確認できること。

(例：届出住宅等に備え付けたテレビ電話やタブレット端末等による方法等)

(5) 宿泊者名簿に記載する事項

宿泊者全員について名簿を作成し、正確な記載をさせること。

なお、当該名簿は、電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、これに代えることができる。

- ① 宿泊者の氏名、住所、職業、連絡先
- ② 宿泊日（入室日時および退出日時）
- ③ 日本国内に住所を有しない外国人観光旅客であるときは、その国籍および旅券番号（旅券の写しを宿泊者名簿とともに保存すること）

なお、旅券の呈示を拒否する場合は、呈示の協力を促し、旅券不携帯の可能性のあるものとして、最寄りの警察機関に連絡する等適切な対応を行うこと。

(6) 長期滞在者には、定期的な清掃等の際に、チェックイン時に本人確認を行っていない者が届出住宅に宿泊するようなことがないよう、不審な者が滞在していないか、滞在者が所在不明になっていないか等について確認すること。

特に宿泊契約が 7 日以上の場合には、定期的な面会等により上記の確認を行うこと。

(7) 警察官からの閲覧請求

警察官からその職務上宿泊者名簿の閲覧請求※があった場合には、当該職務の目的に必要な範囲で協力すること。

※ 当該閲覧請求に応じた個人情報の提供は、捜査関係事項照会書の交付を受けない場合であっても、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 23 条第 1 項第 4 号に基づく適正な措置であり、本人の同意を得る必要はないものである。

5 周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明（法第 9 条、条例第 5 条関係）

宿泊者に対して、「届出住宅を利用するに当たっては、届出住宅の周辺地域の区民の生活環境に悪影響を及ぼさないようにしなければならない」という責務が課せられていることを踏まえて説明すること。

(1) 説明方法

- ① 宿泊者が届出住宅に宿泊している間に、宿泊者に対し、対面、書面の事前配付、宿泊者の目のつきやすい場所に書面を備え付ける、タブレット端末での表示等の措置を講じること。

- ② 当該説明が確実になされるよう、居室内に電話を備え付けること等により、事前説明に応じない宿泊者に対し注意喚起できるようにすること。

(2) 説明が必要な事項

① 騒音の防止のために配慮すべき事項

大声での会話を控えること、深夜に窓を閉めること、バルコニー等屋外での宴会を開かないこと、届出住宅内は楽器を使用しないこと等、届出住宅およびその周辺地域の生活環境に応じ適切な内容を説明すること。

② ごみの処理に関し配慮すべき事項

宿泊者のごみによる届出住宅の周辺地域における生活環境への悪影響を防止するため、事業者は、宿泊者に対し、宿泊者が届出住宅内で排出したごみについて、区における廃棄物の分別方法等に沿って、事業者の指定した方法（届出住宅内の適切な場所にごみを捨てること等を含む。）により捨てるべきであること等を説明すること。

③ 火災の防止のために配慮すべき事項

ガスコンロの使用のための元栓の開閉方法およびその際の注意事項、初期消火のための消火器の使用方法、避難経路、通報措置等、届出住宅およびその周辺地域の生活環境に応じ適切な内容を説明すること。

④ その他配慮すべき事項

性風俗サービスを届出住宅内で利用しないことなど、過去の苦情内容を踏まえ、届出住宅の利用にあたって特に注意すべき事項を説明すること。

6 苦情等への対応（法第10条、条例第7条関係）

- (1) 深夜早朝を問わず、常時、応対または電話により対応すること
- (2) 宿泊者が滞在していない間も、苦情、問合せについては対応すること。
- (3) 誠実に対応することが必要であり、例えば、回答を一時的に保留する場合であっても、相手方に回答期日を明示した上で後日回答する等の配慮をすること。
- (4) 滞在中の宿泊者の行為により苦情が発生している場合において、当該宿泊者に対して注意等を行っても改善がなされないような場合には、現場に急行して退室を求める等、必要な対応を講じること。また、住宅宿泊管理業務の委託を受けた住宅宿泊管理業者が退室を求める場合には、宿泊契約の解除の権限を予め委託者から得ておくこと。
- (5) 苦情および問合せが、緊急の対応を要する場合には、必要に応じて警察、消防、医療機関等の然るべき機関に連絡したのち、自らも現場に急行して対応すること。
- (6) 周辺住民等からの苦情および問合せについては、速やかに、当該苦情等を受けた日、その概要および対応状況を記録し、記録を作成した日から3年間保存すること。

7 住宅宿泊管理業務の委託（法第11条関係）

- (1) 事前に締結した、住宅宿泊管理業務の委託に関する契約に基づき、第6の業務等の委託について、誠実にその業務を行わせること。

また、契約締結した住宅宿泊管理業者以外の者に、住宅宿泊管理業務を行わせないこと。

(2) 住宅宿泊管理業者からの報告の受理

事業者は、事業年度終了後および管理受託契約の期間満了後、委託した住宅宿泊管理業者から、以下が記載された報告書を受理すること。

① 報告の対象となる期間

② 住宅宿泊管理業務の実施状況

締結した管理受託契約における委託業務の全て

(届出住宅に人を宿泊させた日数、苦情への対応状況を含む。)

③ 住宅宿泊管理業務の対象となる届出住宅の維持保全状況

(台所、浴室、便所、洗面設備の状態、水道や電気等ライフラインの状態、ドア、サッシなどの届出住宅の設備の状態等)

④ 住宅宿泊管理業務の対象となる届出住宅の周辺地域の住民からの苦情発生状況

(苦情の発生した日時、苦情を申し出た者の属性、苦情内容等)

8 宿泊サービス提供契約の締結の代理等の委託(法第12条関係)

宿泊者に対する届出住宅における宿泊のサービスの提供に係る契約締結の代理または媒介を、住宅宿泊仲介業者または旅行業者に委託するときは、商号、名称または氏名ならびに当該委託にかかる届出住宅の所在地および事業の届出番号を通知すること。

9 標識の掲示(法第13条関係)

第5の1(7)により交付を受けた標識(同標識の写しを含む)について、届出住宅の門扉、玄関(建物の正面の入口)等の、概ね地上1.2m以上1.8m以下(表札等を掲げる門扉の高さから玄関ドアの標準寸法2mの高さ以内)で、公衆が認識しやすい位置に掲示すること。

上記に加え、共用エントランス、集合ポスト等に、区が定めた簡素な標識(別添 交付標識参照)を掲示し、公衆が認識しやすいように配慮すること。

分譲マンションである場合における標識の掲示にあっては、標識の掲示場所等について、事前に、管理組合と協議すること。

10 区長への定期報告(法第14条、条例第4条関係)

(1) 報告方法

届出住宅ごとに、毎年2月、4月、6月、8月、10月および12月の15日までに、それぞれの月の前2月における以下事項について、民泊制度運営システムを利用して報告すること

(2) 報告事項

① 届出住宅に人を宿泊させた日数

② 宿泊者数

実際に届出住宅に宿泊した宿泊者の総数

③ 延べ宿泊者数

実際に届出住宅に宿泊した宿泊者について、1日宿泊するごとに1人と算定した数値の合計

(例 宿泊者1人が3日宿泊した場合：3人)

④ 国籍別の宿泊者数の内訳

(3) 住宅宿泊管理業者から事業者への報告

法第11条第1項に基づき住宅宿泊管理業務を住宅宿泊管理業者に委託する場合には、宿泊者名簿の記載等を住宅宿泊管理業者が行うことから、当該報告に必要な宿泊者に関する情報を住宅宿泊管理業者が補完的に把握することが想定される。このため、事業者が確実かつ正確な報告を行うため、必要に応じ、事業者と住宅宿泊管理業者が締結する管理受託契約において定期的な情報提供について取り決めることが望ましい。

11 変更、廃業等の届出

第5の1で届け出た内容に変更等が生じた場合は、第5の2に基づきその旨を届け出ること。

12 感染症発生時の措置

宿泊者が人から人に感染し、重篤な症状を引き起こすおそれのある感染症に罹患したまたはその疑いがあるときは、保健所に通報するとともに、その指示を受け、その使用した居室、寝具、および器具等を消毒・廃棄する等の必要な措置を講じること。

その他公衆衛生上の問題を引き起こす事態が発生したまたはそのおそれがあるときは、保健所に通報すること。

第7 監督

区は、事業者に対する法第15条から第17条に基づく措置、ならびに住宅宿泊管理業者に対する法第41条第2項、第42条第2項および第45条第2項に基づく措置について、以下のとおり実施する。

1 報告徴収及び立入検査（法第17条および第45条第2項関係）

(1) 報告の徴収および立入検査

職員は、事業の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、事業者および住宅宿泊管理業者に対し、その業務に関し報告を求めることや、届出住宅その他の施設に立ち入り、その業務の状況もしくは設備、帳簿書類その他の物件を検査、もしくは関係者に質問することができる。

(2) 身分証の携帯および提示

立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(3) 違反事実の確認、行政指導の実施

① 職員は、法に違反している疑いのある事実を発見したときは、事業者、住宅宿泊管理業者または関係者に対し、違反状況の是正について助言、指導をする。

② 職員は、法に違反している事実を確認したときは、事業者または住宅宿泊管

理業者から、事実を記載する報告書を徴収の上、再発防止について指導する。

- ③ 上記②により再発防止を指導したにも関わらず、再度、法に違反している事実を確認したときは、事業者または住宅宿泊管理業者から、始末書を徴収の上、再発防止を誓約させる。

2 業務改善命令（法第15条および第41条第2項関係）

区が、事業者または住宅宿泊管理業者に対して、業務改善命令の処分をするにあたっては、以下のとおり行うものとする。

（1）原則

処分は、時期を失することなく、的確かつ厳正に行う。

（2）業務改善命令

事業者または住宅宿泊管理業者がその営む事業に関し、次の各号のいずれかに該当したときは、業務改善命令を行うことができる。

- ① 上記1（3）③による始末書に違反したとき
- ② 上記1（3）各号に従わず、違反の是正を行わないとき
- ③ 業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとる必要があるとき

（3）国土交通省への通知

区は、住宅宿泊管理業者に対し、上記（2）による命令を行った場合は、国土交通大臣にその旨を通知する。

3 業務停止命令等（法第16条および第42条第2項関係）

区が、事業者に対する業務の停止、または事業の廃止の処分、ならびに国土交通大臣に対する住宅宿泊管理業者の登録取消し等の要請をするにあたっては、以下のとおり行うものとする。

（1）原則

処分は、時期を失することなく、的確かつ厳正に行う。

（2）業務の一部停止命令

事業者がその営む事業に関し、次の各号のいずれかに該当したときは、1年以内の期間を定めて、業務の一部停止の処分を行うものとする。

- ① 上記2の規定による命令に違反したとき
- ② 届出要件から著しく乖離した状態その他上記第6の業務違反に対し、危害の発生の防止、または適正な事業運営の確保を図るため必要があると認められるとき

（3）業務の全部停止命令

事業者がその営む事業に関し、次の各号のいずれかに該当したときは、1年以内の期間を定めて、業務の全部停止の処分を行うものとする。

- ① 上記2の規定による命令に違反したとき
- ② 届出要件から著しく乖離した状態その他上記第6の業務違反に対し、危害の発生の防止、または適正な営業の確保を図るため必要があると認められるとき

(4) 事業の廃止命令

事業者がその営む事業に関し、次の各号のいずれかに該当したときは、事業の廃止の処分を行うものとする。

- ① 法第16条第1項の規定による命令（上記（2）または（3））に違反したとき
- ② 届出要件から著しく乖離した状態その他上記第6の業務違反に対し、上記（2）または（3）によって、危害の発生の防止、または適正な事業運営の確保を図ることができないと認められるとき
- ③ 事業者、使用人および法人の役員等が法第4条に該当する者であることが判明したとき

(5) 処分の公表

① 公表の対象

上記（2）、（3）、（4）のいずれかにより、命令を受けた事業者等

② 公表期間

公表は、不利益処分を行った後、法の趣旨にのっとり、時機を逸することなく速やかに行うものとする。

(6) 登録の取消し等の要請

区は、住宅宿泊管理業者が法第36条において準用する第5条から第10条までの規定に違反したとき、または法第41条第2項の規定による命令に違反したときは、国土交通大臣に対し、登録の取消し、1年以内の期間を定めてその業務の全部もしくは一部の停止処分をすべき旨を要請する。

第8 警察機関、消防関係機関、その他関係機関との連携

区は、事業の適正な運営を円滑に支援するため、各種関係機関と連携する。

1 警察機関

(1) 届出情報の通知

区は、警視庁に対し、届出のあった事業について必要に応じて通知する。

(2) 警察関係法令に関する事項についての連絡

区は、警視庁その他司法機関から、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく照会等、捜査上必要と認められる場合には、積極的に協力を行う。

(3) 苦情等の情報提供

警視庁は、届出住宅に関する苦情等に対応した場合は、必要に応じて、その旨を区に情報提供する。

2 消防関係機関

(1) 事前相談情報の共有

区は、事前相談を受けた事業者に対し、消防関係機関での指導を受けるよう指導する。

(2) 届出情報の通知

区は、届出のあった事業について、消防関係機関に対し、その都度通知する。

(3) 消防関係法令に関する事項についての連携

区ならびに消防関係機関は、届出住宅で火災等および消防法令違反に関する事項が発生した場合は、必要に応じて、連携の上対応する。

3 廃棄物処理所管部署

区は、事業から発生する廃棄物の処理に関する事項が発生した場合は、事業者に対して適正処理を行うよう指導するとともに、必要に応じて、清掃事務所と連携の上対応する。

4 騒音規制所管部署

区は、届出住宅で騒音に関する事項が発生した場合は、事業者に対して防止措置を講じるよう指導するとともに、必要に応じて、環境課指導調査係と連携の上対応する。

第9 その他

区は、このガイドラインの施行後、法改正等、住宅宿泊事業の適正な実施運営の確保の観点から必要があると認めるときは、このガイドラインの見直し等、必要な措置を講ずるものとする。

関係機関一覧

住宅宿泊事業の届出について		
品川区保健所生活衛生課医薬環境衛生担当 品川区広町 2-1-36 品川区役所内	☎ 03-5742-9138	
住宅宿泊事業法に関する問い合わせ		
民泊制度コールセンター ☎ 0570-041-389（よい民泊） 9:00～22:00 民泊制度ポータルサイト URL http://www.mlit.go.jp/kankocho/minpaku/		
用途地域の確認、宿泊者の安全確保について		
品川区都市環境部 建築課 審査担当 品川区広町 2-1-36 品川区役所内	☎ 03-5742-6769	
建築士について（チェックリスト作成時）		
一般社団法人 東京都建築士事務所協会 本部 新宿区新宿 5-17-17 ☎ 03-3203-2601 品川支部 品川区豊町 6-1-7 ☎ 03-6426-8870		
消防法令や火災予防条例等に関する事前相談について		
品川消防署 品川区北品川 3-7-31	☎ 03-3474-0119	
大井消防署 品川区東大井 3-6-12	☎ 03-3765-0119	
荏原消防署 品川区平塚 3-16-20	☎ 03-3786-0119	
警察関係法令について		
品川警察署 品川区東品川 3-14-32	☎ 03-3450-0110	
大崎警察署 品川区大崎 4-2-10	☎ 03-3494-0110	
大井警察署 品川区大井 5-10-2	☎ 03-3778-0110	
荏原警察署 品川区荏原 6-19-10	☎ 03-3781-0110	
湾岸警察署 江東区青海 2-7-1	☎ 03-3570-0110	
住宅宿泊事業に係る税について		
税務署（住宅宿泊事業に係る国税（所得税、法人税等）） 品川税務署 港区高輪 3-13-22 ☎ 03-3443-4171 荏原税務署 品川区中延 1-1-5 ☎ 03-3783-5371 品川都税事務所 関係する都税：事業税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産） 品川区広町 2-1-36 品川区役所内 ☎ 03-3774-6666（代） 品川区 税務課（区市町村税（個人住民税等）） 品川区広町 2-1-36 品川区役所内 ☎ 03-5742-6662		
食事の提供について		
品川区保健所 生活衛生課 食品衛生担当 品川区広町 2-1-36 品川区役所内	☎ 03-5742-9139	

ごみ出し・廃棄物処理について	
品川区清掃事務所 事業係 品川区大崎 1－1 4－1	☎ 0 3－3 4 9 0－7 0 5 1
騒音規制について	
品川区都市環境部 環境課 品川区広町 2－1－3 6 品川区役所内	☎ 0 3－5 7 4 2－6 7 5 1
水質汚濁防止法の届出について ※勝島 2 丁目のみ	
東京都環境局 自然環境部 水環境課 河川規制担当 新宿区西新宿 2－8－1 都庁第二本庁舎	☎ 0 3－5 3 8 8－3 4 9 4

事前周知内容記録書

届 出 者 商号または名称

氏 名

(法人である場合においては、代表者の氏名)

届出住宅 所 在 地

住宅の建て方

☐ 一戸建ての住宅☐ 長屋☐ 共同住宅☐ 寄宿舍

事前周知内容

1 周知方法

☐ ポスティング☐ 個別説明☐ 理事会等で説明☐ その他 (

)

2 事前周知先への周知状況

(1) 事前周知を行った周辺住民等 (名称または部屋名)

日時	周知先	日時	周知先

(2) 申し出のあった意見の内容

No.	申し出のあった意見	対応状況等	備考
例	夜間の宴会等、静穏な環境を悪化することは禁止してほしい。	宿泊者の禁止事項に加えることとした。	

※ この記録書は、届出時に提出願います。また、住宅宿泊事業開始後、立入検査時に内容確認をすることがありますので、届出住宅においても保管して下さい。

様式 2

国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則(平成29年国土交通省令第65号)第1条第1号及び第3号の規定に基づき、非常用照明器具の設置方法及び火災その他の災害が発生した場合における宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置に関するチェックリスト

【平成29年国土交通省告示第1109号に規定する必要な措置】

届出住宅の所在地	品川区	用途地域		不動産番号	
----------	-----	------	--	-------	--

1. 届出住宅の条件等

(A-1) ☐	届出住宅に届出者が居住し不在とならず、宿泊室の床面積の合計が50㎡以下の一戸建ての住宅又は長屋	(A-2) ☐	A-1以外の一戸建ての住宅又は長屋	(B-1) ☐	届出住宅に届出者が居住し不在とならず、宿泊室の床面積の合計が50㎡以下の共同住宅又は寄宿舍	(B-2) ☐	B-1以外の共同住宅又は寄宿舍
-----------------------------------	---	-----------------------------------	-------------------	-----------------------------------	---	-----------------------------------	-----------------



※B-1の場合は本チェックリストの作成不要

2. 告示第一についての措置状況

適用の対象となる届出住宅	☐	届出住宅の条件等がA-2であるもの
	☐	届出住宅の条件等がB-2であるもの

講 じ る 措 置			措置の状況		状況の補足説明等
A 非常用照明器具に関する措置					
一	建築基準法施行令第126条の5に規定する技術的基準に適合する非常用の照明装置とすること	(告示第一第1号)	☐ 適合	☐ 非適合	
二	設置場所				
	宿泊室及び当該宿泊室から地上(届出住宅が共同住宅の住戸である場合にあっては、当該住戸の出口)に通じる部分(採光上有効に外気に開放された部分は除く)に設けること 但し、以下に該当する建築物の部分にあっては、この限りではない。 平成12年建設省告示第1411号に定める建築物の部分	(告示第一第2号)	☐ 該当部分に設置あり適合 ☐ 該当部分に未設置で非適合 ☐ 該当 ☐ 非該当		☐ 未設置部分が、但書に該当で適合 ☐ 未設置部分が、但書に非該当で非適合

3. 告示第二についての措置状況

●告示第二第1号の措置について

適用の対象となる届出住宅	☐	届出住宅の条件等がA-2であるもの
	☐	届出住宅の条件等がB-2であるもの

複数の宿泊室に複数のグループが同時に宿泊する	(告示第二第1号)	☐ 該当	☐ 非該当
------------------------	-----------	-----------------------------	------------------------------

同一の届出住宅内の2以上の宿泊室に、複数の宿泊者を同時に宿泊させる場合（上記の該当にチェックを入れた場合）には、次のB又はCに掲げる措置を講じること。
但し、自動火災報知設備等の設置に関し、以下の一かつ二に該当する場合はこの限りではない。⇒B及びCの措置の確認は不要

講 じ る 措 置			措置の状況		状況の補足説明等	
一	避難通路について					
	宿泊者使用部分を平成26年国土交通省告示第860号各号のいずれかに該当するものとする	(告示第二第1号 本文但書前段)	☐ 適合	☐ 非適合		
二	自動火災報知設備等について					
	以下の①又は②に該当すること					
	①宿泊者使用部分の各居室に消防法施行令第21条に基づき自動火災報知設備が設置されていること	(告示第二第1号 本文但書後段)	☐ 適合	☐ 非適合		
	②宿泊者使用部分の各居室に特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令に基づき特定小規模施設用自動火災報知設備が設置されていること		☐ 適合	☐ 非適合		



上記いずれかに非適合の場合は、以下のB及びCの確認

講 じ る 措 置		措置の状況		状況の補足説明等				
B 防火の区画等に関する措置								
一	宿泊室と当該宿泊室から地上(届出住宅が共同住宅の住戸である場合にあっては、当該住戸の出口)に通じる部分(以下「当該部分」という。)とを建築基準法第2条第7号の2において規定する準耐火構造の壁で区画し、当該壁を小屋裏又は天井裏に達せしめること 但し、以下に該当する部分にあっては、当該壁を小屋裏又は天井裏に達せしめることを要しない 建築基準法施行令第112条第4項各号のいずれかに該当する部分	(告示第二第1号 イ(1))	☐ 適合 ☐ 非適合	☐ 該当部分あり ☐ 該当部分なし		☐ 但書該当部分あり適合 ☐ 但書該当部分なく非適合		
二	4以上の宿泊室が相接する 4以上の宿泊室が相接する場合、3室以内ごとに建築基準法第2条第7号の2において規定する準耐火構造の壁で区画し、当該壁を小屋裏又は天井裏に達せしめること 但し、以下に該当する部分にあっては、当該壁を小屋裏又は天井裏に達せしめることを要しない 建築基準法施行令第112条第4項各号のいずれかに該当する部分	(告示第二第1号 イ(2))	☐ 該当あり ☐ 該当なし	☐ 該当あり ☐ 該当なし		☐ 適合 ☐ 非適合	☐ 該当部分あり ☐ 該当部分なし	☐ 但書該当部分あり適合 ☐ 但書該当部分なく非適合

講 じ る 措 置		措置の状況		状況の補足説明等
三	相接する2以上の宿泊室の床面積の合計が100㎡を超える 相接する2以上の宿泊室の床面積の合計が100㎡超の場合、100㎡以内ごとに建築基準法第2条第7号の2において規定する準耐火構造の壁で区画し、当該壁を小屋裏又は天井裏に達せしめること 但し、以下に該当する部分にあつては、当該壁を小屋裏又は天井裏に達せしめることを要しない 建築基準法施行令第112条第4項各号のいずれかに該当する部分	(告示第二第1号イ(3))	☐ 該当あり ☐ 該当なし ☐ 適合 ☐ 非適合 ☐ 該当部分あり ☐ 該当部分なし	☐ 但書該当部分あり適合 ☐ 但書該当部分なく非適合
四	給水管、配電管その他の管が、上記一から三までの壁を貫通する 給水管、配電管その他の管が、上記一から三までの壁を貫通する場合には、建築基準法施行令第114条第5項において準用する同令第112条第20項の規定に適合すること	(告示第二第1号イ(4))	☐ 該当あり ☐ 該当なし ☐ 適合 ☐ 非適合	
五	換気、暖房又は冷房の設備の風道が、上記一から三までの壁を貫通する 換気、暖房又は冷房の設備の風道が、一から三までの壁を貫通する場合には、建築基準法施行令第114条第5項において読み替えて準用する同令第112条第21項の規定に適合すること	(告示第二第1号イ(5))	☐ 該当あり ☐ 該当なし ☐ 適合 ☐ 非適合	
C スプリンクラー設備等の設置に関する措置				
一	宿泊室に建築基準法施行令第112条第4項に規定する自動スプリンクラー設備等が設置されていること	(告示第二第1号ロ)	☐ 適合 ☐ 非適合	

●告示第2第2号関係

適用の対象となる届出住宅	☐	届出住宅の条件等がA-1であるもの
	☐	届出住宅の条件等がA-2であるもの

講 じ る 措 置		措置の状況	状況の補足説明等
D 届出住宅の規模等に関する措置			
一	宿泊室の床面積の合計について 2階以上の各階における宿泊室の床面積の合計を100㎡(建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部が準耐火構造であるか又は同条第9号に規定する不燃材料で造られている場合は200㎡)以下とすること 但し、次に掲げるものにあつては、この限りではない 当該階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けるもの		
	(告示第2第2号イ)	☐ 床面積合計()㎡ (上記面積が100㎡又は200㎡超の場合は以下の適合を確認) └─ └─ ☐ 適合 ☐ 非適合	
二	宿泊者使用部分の床面積の合計について (1) 宿泊者使用部分の床面積の合計		
	床面積の合計を200㎡未満とすること 但し、次の①、②に掲げるものにあつては、この限りではない	(告示第2第2号ロ) ☐ 床面積合計()㎡ (上記面積が200㎡以上の場合は以下の①と②の適合を確認)	
	① 届出住宅が、建築基準法第2条第9号の3イ又はロに該当する建築物であること	(告示第2第2号ロ(1)) └─ └─ ☐ 適合 ☐ 非適合	
	② ①以外の場合であつて、宿泊者使用部分の各居室の壁(床面からの高さが1.2m以下の部分を除く)及び天井(天井のない場合においては屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く)の仕上げを建築基準法施行令第128条の5第1項第1号に掲げる仕上げと、当該居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、同項第2号に掲げる仕上げとするもの	(告示第2第2号ロ(2)) └─ └─ ☐ 適合 ☐ 非適合	

講 じ る 措 置		措置の状況		状況の補足説明等	
	(2) 各階における宿泊者使用部分の床面積の合計				
	床面積の合計を200㎡以下(地階にあっては100㎡)とすること	(告示第二第2号ハ)	☐ 地階の床面積合計()㎡ ☐ 1階の床面積合計()㎡ ☐ 2階の床面積合計()㎡ ☐ 3階の床面積合計()㎡		
	但し、次の①、②に掲げるものにあつては、この限りではない		※4階以上の階に宿泊者使用部分がある場合は適宜追加記載すること (上記各階の面積が200㎡超(地階は100㎡超)の場合は以下の①と②の適合を確認)		
	①当該階の廊下が3室以下の専用のものであるもの	(告示第二第2号ハ(1))	☐ 適合 ☐ 非適合		
	②当該階の廊下(3室以下の専用のものを除く)の幅が、両側に居室がある廊下にあつては1.6m以上、その他の廊下にあつては1.2m以上であるもの	(告示第二第2号ハ(2))	☐ 適合 ☐ 非適合		
	(3) 2階における宿泊者使用部分の床面積の合計				
	床面積の合計を300㎡未満とすること	(告示第二第2号二)	☐ 床面積合計()㎡ (上記面積が300㎡以上の場合は以下の適合を確認)		
三	宿泊者使用部分を設ける階について				
	以下の①又は②に該当すること				
	①3階以上の階に設けないこと	(告示第二第2号ホ)	☐ 3階以上の階に設置なし	☐ 3階以上の階に設置あり	
	②4階以上に宿泊者使用部分を設けず、届出住宅の延べ面積が200㎡未満であり、かつ、次に掲げる基準に適合する場合 (1)建築基準法施行令第110条の5に規定する技術的基準に従って警報設備を設けている (2)同令第112条第11項に規定する堅穴部分と当該堅穴部分以外の部分とが、間仕切壁又は同条第19項第2号に規定する構造である戸で区画されている		☐ 適合	☐ 非適合	
	但し、次に掲げるものにあつては、この限りではない 届出住宅が建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であるもの		☐ 適合	☐ 非適合	

上記記載について相違ありません。(作成年月日) 年 月 日

本書類の作成者	氏 名	Ⓜ		※建築士が作成する場合は、建築士資格の種類と登録番号を明記してください	
	資 格	建築士免許の種類	登録番号		
	所 属 事務所	建築士事務所の名称			登録番号
住 所					
	電 話			※建築士が作成する場合は、所属する建築士事務所の名称と所在地、電話番号等を明記してください	

年 月 日

商号または名称

氏 名 印

(法人である場合には、代表者の氏名)

・ 管理組合に報告した日

・ 報告事項

・ 確認事項

上記の報告に相違ないことを証明する。

年 月 日

管理組合名 _____

理事長氏名 _____ 印

注) 管理組合による確認を受けた証明として、証明者の署名および押印を必ず受けること。

誓 約 書

届出者は、管理組合に住宅宿泊事業の実施を報告し、下記のとおり届出時点で住宅宿泊事業を禁止する管理組合の意思がないことを確認しました。

年 月 日

品川区長 殿

商号または名称

氏 名 印

(法人である場合においては、代表者の氏名)

管理組合に報告した日		年 月 日
管理組合	管理組合名	
	役職	
	氏名	
	連絡先	(- -)
		1. 無 2. 有
当該マンションにおける 住宅宿泊事業に関する決議		【2. 有】の場合はその決議の内容

- ① 「当該マンションにおける住宅宿泊事業に関する決議」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。
- ② 報告する相手方は管理組合の役員であること（理事長等）。
- ③ 管理組合の連絡先は、管理組合が管理業務を委託している管理会社でも可とする。

事前相談記録書

- 住宅宿泊事業の届出を行おうとする方（相談者）が記載してください。
太枠部分は相談前に記載願います。

相談実施年月日			
事業開始予定年月日			
相談実施者（法人）氏名			
対象物所在・名称			
届出予定住宅の状況	家主 在・不在	宿泊室面積	m ²
相談内容			
※ 消防機関確認欄			
相談先消防機関 確認印			

誓 約 書

様式 5

(法人用)

年 月 日

品川区長 殿

商号または名称
代表者の氏名

印

届出者および届出者の役員は、住宅宿泊事業法第4条第2号から第4号まで、第7号および第8号のいずれも該当しない者であることを誓約します。

併せて、品川区長に住宅宿泊事業に係る届出を行うに当たり、旅行者の利便性向上や近隣住民とのトラブル防止のため、品川区のホームページにおいて、届出に関する以下の情報について公開することに同意します。

- (1) 届出住宅の住所
- (2) 届出番号
- (3) 届出年月日
- (4) 住宅宿泊事業者の連絡先

※住宅宿泊管理業務の委託がされた届出住宅については、「住宅宿泊管理業務の委託の相手方である住宅宿泊管理業者の商号、名称または氏名、登録番号および連絡先」

(参考) 住宅宿泊事業法第4条（欠格事由）

次の各号のいずれかに該当する者は、住宅宿泊事業を営んではならない。

- 1 心身の故障により住宅宿泊事業を的確に遂行することができない者として国土交通省令・厚生労働省令で定めるもの（※1）
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 第十六条第二項の規定により住宅宿泊事業の廃止を命ぜられ、その命令の日から三年を経過しない者（当該命令をされた者が法人である場合にあっては、当該命令の日前三十日以内に当該法人の役員であった者で当該命令の日から三年を経過しないものを含む。）
- 4 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは旅館業法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過しない者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 6 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。第二十五条第一項第七号及び第四十九条第一項第七号において同じ。）が前各号のいずれかに該当するもの
- 7 法人であって、その役員のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの
- 8 暴力団員等がその事業活動を支配する者

（※1）令和元年9月13日国土交通省令・厚生労働省令第3号
精神の機能の障害により住宅宿泊事業を的確に遂行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

誓約書

様式 6

(個人用)

年 月 日

品川区長 殿

氏 名

印

法定代理人

商号または名称

氏 名

印

(法人である場合には、代表者の氏名)

届出者は、住宅宿泊事業法第4条第1号から第6号までおよび第8号のいずれも該当しない者であることを誓約します。

併せて、品川区長に住宅宿泊事業に係る届出を行うに当たり、旅行者の利便性向上や近隣住民とのトラブル防止のため、品川区のホームページにおいて、届出に関する以下の情報について公開することに同意します。

- (1) 届出住宅の住所
- (2) 届出番号
- (3) 届出年月日
- (4) 住宅宿泊事業者の連絡先

※住宅宿泊管理業務の委託がされた届出住宅については、「住宅宿泊管理業務の委託の相手方である住宅宿泊管理業者の商号、名称または氏名、登録番号および連絡先」

(参考) 住宅宿泊事業法第4条(欠格事由)

次の各号のいずれかに該当する者は、住宅宿泊事業を営んではならない。

- 1 心身の故障により住宅宿泊事業を的確に遂行することができない者として国土交通省令・厚生労働省令で定めるもの(※1)
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 第十六条第二項の規定により住宅宿泊事業の廃止を命ぜられ、その命令の日から三年を経過しない者(当該命令をされた者が法人である場合にあっては、当該命令の日前三十日以内に当該法人の役員であった者で当該命令の日から三年を経過しないものを含む。)
- 4 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは旅館業法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過しない者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
- 6 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。第二十五条第一項第七号及び第四十九条第一項第七号において同じ。)が前各号のいずれかに該当するもの
- 7 法人であって、その役員のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの
- 8 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(※1) 令和元年9月13日国土交通省令・厚生労働省令第3号
精神の機能の障害により住宅宿泊事業を的確に遂行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

○第4号様式

届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を自ら行う者

住宅宿泊事業（民泊）
Private Lodging Business



**【 届 出 済
CERTIFIED 】**

届 出 番 号 N u m b e r	第M13 号
届出年月日 Date of Notification	年 月 日

品川区長

住宅宿泊事業（民泊）
Private Lodging Business



**【 品川区届出済
CERTIFIED 】**

届 出 番 号
(Number) **第 M13** **号**

住宅宿泊事業（民泊）
Private Lodging Business



**【 品川区届出済
CERTIFIED 】**

届 出 番 号
(Number) **第 M13** **号**

○第5号様式

住宅宿泊事業法第十一条第一項第二号の国土交通省令・厚生労働省令で定めるときに届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を自ら行う者（住宅宿泊管理業者である者を除く）。

住宅宿泊事業（民泊）	
Private Lodging Business	
	
【 届 出 済 CERTIFIED 】	
届 出 番 号 Number	第M13 号
届出年月日 Date of Notification	年 月 日
住宅宿泊事業者の 緊 急 連 絡 先 Contact number of the Registered Private Lodging Operator	

品川区長

住宅宿泊事業（民泊）	
Private Lodging Business	
	
【品川区届出済 CERTIFIED】	
届 出 番 号 (Number)	第 M13 号
緊 急 連 絡 先 (Contact number)	

住宅宿泊事業（民泊）	
Private Lodging Business	
	
【品川区届出済 CERTIFIED】	
届 出 番 号 (Number)	第 M13 号
緊 急 連 絡 先 (Contact number)	

○第6号様式

届出住宅に人を宿泊させる間不在となるときに届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を自ら行う者（住宅宿泊管理者である者に限る）。

届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を住宅宿泊管理者へ委託する者。

住宅宿泊事業（民泊） Private Lodging Business	
【 届 出 済 CERTIFIED 】 	
届 出 番 号 Number	第M13 号
届出年月日 Date of Notification	年 月 日
住宅宿泊管理者の名称 Name of Certified Private Lodging Administrator	
住宅宿泊管理者の登録番号 Number of Certified Private Lodging Administrator	
住宅宿泊管理者の緊急連絡先 Contact number of the Certified Private Lodging Administrator	
品川区長	

住宅宿泊事業(民泊) Private Lodging Business	
 【 品川区届出済 CERTIFIED 】	
届 出 番 号 (Number)	第 M13 号
緊 急 連 絡 先 (Contact number)	

住宅宿泊事業(民泊) Private Lodging Business	
 【 品川区届出済 CERTIFIED 】	
届 出 番 号 (Number)	第 M13 号
緊 急 連 絡 先 (Contact number)	